

※本資料は、フランスで 2011 年 2 月 10 日（現地時間）に発表されたプレスリリースの抄訳です。

2011 年 2 月 14 日

報道関係者各位

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス  
株式会社スクウェア・エニックス

## フランスのグッズ販売業者に対する 知的財産権侵害訴訟で勝訴

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスおよび株式会社スクウェア・エニックス（本社：東京都渋谷区 代表取締役社長：和田 洋一、以下、スクウェア・エニックス・グループ）は、このたび、「FINAL FANTASY（ファイナルファンタジー）」および「FULLMETAL ALCHEMIST（鋼の錬金術師）」の商標権侵害ならびに「ファイナルファンタジー」シリーズの著作権侵害を理由として、フランス・パリ市の日本製コンテンツのグッズ輸入・販売業者 la société SAKURA（以下、SAKURA）を相手取った知的財産権侵害訴訟において勝訴し、海賊版グッズの輸入・販売の差し止め及び 80,000 ユーロの損害賠償を認めるパリ大審裁判所の判決が確定しました。

スクウェア・エニックス・ホールディングスの法務・知的財産部長 長谷川 泰彦は、本件訴訟の終了に際し、以下の通りコメントしています。

「パリ大審裁判所により SAKURA による海賊版グッズの輸入・販売の差し止めおよび相当額の損害賠償が認められたことで、本知的財産権侵害行為の悪質性のみならず、海賊版グッズ販売がビジネスとして見合わないことが示されたと評価しております。当社グループは、知的財産権を重要な経営資源の一つと位置付けており、今後もグループの知的財産権が侵害されたと判断した場合、民事的対応のみならず刑事的対応も含め、毅然とした態度で臨んでいく所存です。」

### （事件の概要）

被告の SAKURA は、「KONCI」の屋号にてパリ市内に店舗を構え、「ファイナルファンタジー」および「鋼の錬金術師」の商標権ならびに「ファイナルファンタジー」シリーズの著作権を無断で使用した海賊版グッズの販売を行っており、また、同社が運営するウェブサイト上では EU 全域に向けて海賊版グッズの販売を行っていました。スクウェア・エニックス・グループは、2009 年 5 月 28 日付で SAKURA をパリ大審裁判所に提訴していました。

## <ご参考>

### スクウェア・エニックス・グループについて

スクウェア・エニックス・グループは、多彩なコンテンツ／サービス事業を展開している総合エンターテインメント企業グループです。スクウェア・エニックス、タイトー、アイドスなどの国際的ブランドのもと上質なエンターテインメント・コンテンツ／サービスを世界中で提供しています。また、先進的な開発・販売拠点を日本、北米および欧州に配置し、国際的な事業推進体制を確立構築しています。当社グループの自社 IP の代表作には「ドラゴンクエスト」シリーズ（パッケージゲーム累計出荷本数 5,400 万本以上）、「ファイナルファンタジー」シリーズ（同 9,700 万本以上）、「トゥームレイダー」シリーズ（同 3,500 万本以上）、「スペースインベーダー」シリーズなどがあります。  
(<http://www.square-enix.com/jp/>)

※SQUARE ENIXおよびSQUARE ENIXロゴ、ドラゴンクエスト／DRAGON QUEST、ファイナルファンタジー／FINAL FANTASY、トゥームレイダー／TOMB RAIDER、スペースインベーダー／SPACE INVADERS、鋼の錬金術師／FULLMETAL ALCHEMIST、その他の社名、商品名は、日本およびその他の国におけるスクウェア・エニックス・グループの商標または登録商標です。

※その他、記載されている会社名・商品名は、各社の商標または登録商標です。